

緊急事態宣言解除を受けて

2021年10月1日
埼玉県立大学 学長
星 文彦

10月1日から全国の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除されました。なお、埼玉県においては、段階的緩和措置*¹⁾が10月1日から24日まで実施されます。午後9時以降の外出の自粛や基本的な感染予防対策の徹底などが要請されています。

本学も、学生の皆さんが基本的な感染予防行動*²⁾を徹底して行うことを前提に、後期授業開始に合わせ、対面授業を増やし、サークル活動の再開など、学習コミュニティとしての学内活動を、段階的緩和措置を考慮のうえ徐々に展開していきます。

しかしながら、ご承知のように8～9月にかけては本学学生の感染事例が10事例も報告されており、気を緩めることは出来ません。ワクチン接種への参加を含め、将来、保健医療福祉の専門家として活躍される学生の皆さんの注意深く、責任を持った感染予防行動の徹底を改めてお願い致します。

学生の皆さんの新型コロナ感染対策への、更なるご協力をお願い致します。

みんなで、一致団結して頑張りましょう！

*1 埼玉県の段階的緩和措置

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/covid19/saitamaken_dankai20210928.html

*2 基本的な感染予防行動

「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」(1日頃の対策・活動の制限について)

https://www.spu.ac.jp/Portals/0/Newsfile/kikaku/korona/singatakoronakannsensyoutaisakumanyuaru_0922.pdf